

八王子市立学童保育所指定管理者候補者の選考に関する実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、八王子市立学童保育所の運営及び施設管理を行う指定管理者の審査の実施に関する事項を定めることにより、公正かつ適正な選定を行うことを目的とする。

(選定の実施)

第2条 選定は、以下に分けて実施する。

- (1) 特命による事業者の選定
- (2) 公募による事業者の選定

(特命による事業者の選定)

第3条 指定期間の満了に伴い再選定を迎える指定管理者で、引き続き管理運営を行う意思を示した事業者について、更新制度の適用に係る優良事業者の可否判定を行い、優良事業者と決定した場合は、事業者からの事業計画書等申請書類について、評価会議の意見を聴取したうえで、総合的に評価を行い特命により次期指定管理者候補に決定する。

2 更新制度の適用に係る優良事業者の可否判定は、次に掲げる事項を総合的に勘案し決定する。

- (1) 事業所管部による「期末モニタリング」結果
(令和2年度)
- (2) 事業者が実施した「保護者満足度調査」結果
(令和2年度)
- (3) 評価会議の構成員による「第三者評価」結果
(令和3年度実施)
- (4) 現協定に基づく指定管理業務の履行状況及びサービス改善状況

3 次期指定管理者候補の決定は、優良事業者に決定した事業者からの事業計画書等申請書類について、「事業計画提案審査評価表」に掲げる事項を、評価会議の意見を聴取したうえで、総合的に評価を行い決定する

(公募による事業者の選定審査の原則)

第4条 審査にあたっては「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」及び同条各項の規定に基づき、一次選考、二次選考及び三次選考により審査を行う。

2 一次選考は、八王子市子ども家庭部（以下「所管部」という。）により応募資格及び事業計画書等（以下「応募書類」という）の審査を行う。

3 二次選考は、「八王子市立学童保育所指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱」に基づき開催する八王子市立学童保育所指定管理者候補者評価会議（以下「評価会議」という）から、応募書類の審査及びプレゼンテーション等の実施により意見を聴取したうえで、所管部が選考を行う。

ただし、評価会議については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面開催による実施も可能とする。

4 三次選考は、所管部により二次選考で選出された応募者の提案金額を評価のうえ選考を行う。

(一次選考)

第5条 所管部は別表1「資格審査表」及び別表2「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格の審査を行う。

2 一次選考委員は以下の2名で構成する

(1) 子ども家庭部長

(2) 子ども家庭部青少年若者課長

3 応募書類の審査

(1) 応募者数が3者以下の場合

市長は、応募書類の審査を行う者（以下「一次選考委員」という。）に、応募条件及び事業計画の適法性について審査（以下「応募条件等の審査」という。）を行わせ、応募条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、二次選考に付することとする。

(2) 応募者数が3者を超える場合

市長は、一次選考委員に、応募条件等の審査を行わせ、応募条件等を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、「一次選考事業計画提案審査評価表」に基づく評価により、総得点の高い上位3者を二次選考に付することとする。

ただし、総得点が高点の場合は、4者以上となることを妨げない。

なお、審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができるものとする。

(3) 予定価格を上回る場合

応募者が提案した指定管理料が、予定価格を上回る場合は、二次選考に進めないこととする。

4 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考)

第6条 評価会議の参加者は、事業計画書記載事項、添付書類及び応募者の運営能力等について、所管部が別に定める審査基準に基づき評価を行う。なお、評価の方法及び二次選考の審査に関し必要な事項についても、所管部が別に定めることとする。

2 市長は、評価会議の意見を聴取したうえで、選定基準に基づき選定した場合は、二次選考結果を速やかに対象者に通知しなければならない。

(三次選考)

第7条 所管部は、指定管理者候補者の提案金額について、価格評価点の算出式に基づき選定する。

2 市長は、選定基準に基づき指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに三次選考対象者に通知しなければならない。

(その他)

第8条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）3月31日をもって、その効力を失う。